

浜松市契約公報発行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に関し必要な事項を一般に周知させるため、浜松市契約公報（以下「契約公報」という。）の発行について必要な事項を定める。

(掲載事項)

第2条 契約公報には、次に掲げる事項を掲載する。

- (1) 浜松市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年浜松市規則第37号）第3条から第5条まで及び第10条の規定による公示又は公告
- (2) 浜松市上下水道部物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成19年浜松市上下水道部管理規程第14号）の規定により準用する前号に掲げる規定による公示又は公告
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(発行)

第3条 契約公報は、随時に発行するものとする。

(発行番号)

第4条 契約公報には、暦年で、発行の順序により番号を付すものとする。

(閲覧等)

第5条 契約公報は、財務部調達課及び区役所の区振興課に備え置いて、一般の閲覧に供するものとする。

2 契約公報は、前項に定めるもののほか、浜松市ホームページに掲載するものとする。

(細目)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。